

令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証制度 県伴走（復興）

制度の特徴

R6年能登半島地震にて直接被害を受けた事業者様、または災害により経営の安定に影響を受けた事業者様向けに、一定要件を満たした場合に5年間無利子・保証料無料でお借入できる制度です。
※但し、資金使途は真水のみであることに注意が必要です。

対象者	<p>次の（１）（２）いずれかに該当する中小企業者</p> <p>（１）セーフティネット4号（令和6年能登半島地震による指定に限る）認定を受けていること</p> <p>（２）次のいずれにも該当すること</p> <p>① 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと</p> <p>② 設備に係る補助金の交付決定を受けていること（罹災証明書（令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る）」又は、建築士による証明（別記様式第3、4）において、「全壊」、「半壊」と判定された場合は、当該交付決定を不要）</p>
保証限度額	1億円（既存の伴走制度と通算）
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	5年間無利子（5年経過以降1%）
保証料	不要
資金使途	設備・運転（真水のみ）
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要（一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です）